

業務名称：フィリピン国フィリピン沿岸警備隊海上保安能力向上プロジェクト向け機材

（公告日/公示日：2026年10月16日 調達管理番号：26a00648）について、入札説明書関する質問・回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	1/24 16/24	輸送条件 3. (3) 船積(空)：日本国内の国際空港 2. (3) 下記機材について海上輸送	海上輸送または、航空輸送のどちらになりますでしょうか。	海上輸送を想定しておりましたが、質問回答2の通り、航空輸送でも差支えございません。
2	1/24 16/24	輸送条件 3. (3) 船積(空)：日本国内の国際空港 2. (3) 下記機材について海上輸送	物量が少ないため、航空便での輸送も認めていただけますでしょうか。	海上輸送・航空輸送のいずれでも差し支えございません。これに伴い、梱包条件書および輸送条件書を訂正しています。
3	P. 8	4 入札書受付開始日時 2026年10月28日 正午	競争参加申請書の受付開始も同じく「2026年10月28日 正午」となりますか？	競争参加申請書については、公告日以降受付しています。
4	その他	－	現地調達分について、VAT免税措置はありますか？	受注者が現地調達を行う場合、VAT免税の適用は受けられません。（当該国の制度上はVAT免税の仕組みが存在するものの、JICA事業における現地調達で同制度が適用された事例は確認されておりません。）
5	P. 22	6 派遣手続き	メーカーが指定する現地法人・代理店等所属のフィリピン在住技師が対応する場合、技師派遣条件書に記載の派遣手続きおよび海外旅行保険付保は不要という理解で間違いございませんか？	ご理解のとおり、フィリピン在住技師が対応する場合は、派遣手続きおよび海外旅行保険付保は不要です。ただし、技師派遣条件書9 安全対策措置等の通り、派遣する技師の勤務上の安全に配慮し、必要な安全対策を講じてください。
6	P. 16	【船積渡し】 2 輸送条件 (4) 業務の範囲 仕向港における荷卸しまで	仕向港から据付・トレーニングサイトまでの国内輸送は受注者のスコープではないという理解ですが、据付・トレーニングが可能な状況か否かは、その他設備と同様に、発注者との打ち合わせにより確認するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、技師派遣業務の実施準備状況の確認については、受発注者間の協議によって確認します。
7	P. 1	3 競争入札に付する事項 (3) 船積(空) 港：日本国内の国際空港	「日本国内の国内の国際(空)港」の誤りでしょうか？日本調達分は海上輸送指定という理解です。	海上輸送を想定しておりましたが、質問回答2の通り、航空輸送でも差支えございません。
8	P. 16	輸送条件書【船積み渡し】 2 輸送条件	海上輸送について、混載輸送（LCL）の利用可否をご教示ください。 本件では輸入通関手続きが受注者または荷受人側で行われるため、免税通関・貨物引取り上の制約等により、コンテナ貸切輸送（FCL）を前提としている場合は、その旨ご教示ください。	LCL、FCLのどちらでも差支えございません。
9	P. 17	輸送条件書【船積み渡し】 2 輸送条件 (7) ①相手国における輸入通関手続き	受入国における出荷前までの免税輸入許可（Import License、Import Permit、その他免税輸入に必要な承認を含む）の取得は、発注者または荷受人側にて実施され、取得後には受注者に通知されとの理解でよろしいでしょうか。 また、その取得にあたり受注者による書類提出が必要となる場合は、必要書類の内容、様式および提出時期について、契約締結後に発注者より指示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	P. 17	輸送条件書【船積み渡し】 2 輸送条件 (7) ①相手国における輸入通関手続き	本件では輸入通関手続きが受注者ではなく発注者および荷受人側により実施されるため、免税通関に必要な書類については、契約後に受注者へ提示・指示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。 また、当該国においては、案件によって Deed of Donation（寄贈証書）の提出が求められるほか、公証およびアポストイーユ認証が必要となる場合があると認識しております。本件において受注者が準備すべき免税通関関連書類（Deed of Donation、公証書類、アポストイーユ認証書類を含む）がある場合は、その内容をご教示ください。 もしくは、これらの書類については契約後に発注者より指示されとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

通番	該当頁	項目	質問	回答
11	P. 17	輸送条件書【船積み渡し】 3 貨物海上保険	据付・講習期間中については、貨物海上保険による補償対象外との理解でよろしいでしょうか。 また、輸入通関の遅延等により、当初定められた保険期間の延長が必要となった場合には、発注者から延長の指示がなされ、その追加保険料は発注者負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、派遣技師の安全対策措置については、質問回答 5 の通りです。
説明書の訂正				
通番	該当頁	項目	訂正前	訂正後
12		公告 競争参加資格		※追記 公告・公示日において有効である以下の全省庁統一資格を有すること。 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
13	1/24	入札説明書 3 (3) 船積 (空) 港 (4) 仕向 (空) 港	日本国内の国際空港	日本国内の国際 (空) 港
14	1/24	入札説明書 3 (4) 仕向 (空) 港	フィリピン国マニラ港	フィリピン国マニラ (空) 港
15	共通	共通	仕向港 船積港	仕向 (空) 港 船積 (空) 港
16	13/24	梱包条件書 2 梱包条件		(追記) また、仕向地渡し (現地調達) の場合、以下を参考としつつ、受注者の責任で適切な梱包とすること。 ウ 航空輸送梱包 (1) ~ (7)
17	16/24	輸送条件書 2 輸送条件 (1) (2)	船積港 日本国内港 仕向港 フィリピン国 マニラ港	船積 (空) 港 日本国内 (空) 港 仕向 (空) 港 フィリピン国 マニラ (空) 港
18	17/24	輸送条件書 3 貨物海上保険		(追記) 航空輸送の場合 仕向空港荷揚げ後30日
19	17/24	輸送条件書 4 輸送書類 (1) 必要書類と部数		(追記) (航空輸送の場合、原則として出発予定日の 1 4 営業日までに①②③⑪を提出のこと) ※提出書類リスト内に航空輸送の必要書類について追記

公告（修正）

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成１５年細則(調)第８号）（以下「細則」という。）に基づき下記のとおり公告します。

2026年10月16日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

調達管理番号	26a00648	
地域／国名	フィリピン	
調達件名	フィリピン国フィリピン沿岸警備隊海上保安能力向上プロジェクト向け機材	
主要機材名・仕様概要	主要機材名	ガスクロマトグラフ、高速液体クロマトグラフ
	取引条件	船積み渡し、仕向地渡し（現地調達）
	輸出者	受注者（ただし、on behalf of JICA）
仕様・数量等	機材仕様明細書を参照	
競争参加資格	公告・公示日において有効である以下の全省庁統一資格を有すること。	
	日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。	
	契約事務取扱細則第4条に該当しないこと。	
	その他、業務仕様書に記載の参加要件に該当すること。	
入札・開札日時、場所	2026年11月5日 14時00分	
契約担当部署	国際協力調達部契約推進第三課 電話番号：03-5226-6643 メールアドレス：e_sanka@jica.go.jp	
その他	必ず当機構ホームページに掲示している「入札説明書」を参照ください。	

入札説明書（修正）
【電子入札システム対象案件】

2026年10月16日
独立行政法人国際協力機構

独立行政法人国際協力機構の「フィリピン国フィリピン沿岸警備隊海上保安能力向上プロジェクト向け機材」の調達に係る入札公告に基づく入札等については、当機構契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号。以下「細則」という。)に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

【入札説明書の改定(2025年7月)】

- ・ 4 (1) にメール送受信にかかる留意点を追記しました。
- ・ 5 (1) イに記載の質問に関する注意点を追記しました。
- ・ 6 (1) イおよび 7 (1) イ記載の全省庁統一資格について、2025年7月1日以降公告案件から、令和07・08・09年度のみを認めます。
- ・ 13 (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札、(2) 入札書締切日時後に到着した入札および(4) 同一入札者による複数の入札を削除します。
- ・ 14 (2) の記載を修正しました。

1 公告日： 別紙【手続・締切日時一覧】のとおり

2 契約担当役： 理事

3 競争入札に付する事項

- ・ 件名： フィリピン国フィリピン沿岸警備隊海上保安能力向上プロジェクト向け機材
- ・ 主要調達機材名及び仕様（詳細は機材仕様明細書を参照）：
 - 高速液体ガスクロマトグラフ等
 - (1) 取引条件： 船積渡し、仕向地渡し（現地調達）
 - (2) 輸出者： 受注者（ただし、on behalf of JICA）
 - (3) 船積（空）港： **日本国内の国際（空）港**
 - (4) 仕向（空）港： **フィリピン国マニラ（空）港**
 - (5) 納入期限： 契約締結日から4か月
 - (6) 業務完了期限： 引渡し期限から3.5か月
 - 履行期間： 契約締結日から8.5か月

4 手続全般にかかる事項

(1) 担当部署

郵便番号 102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部契約推進第三課（機材担当）

TEL: [03-5226-6609](tel:03-5226-6609)

メール: e_sanka@jica.go.jp

※当機構からのメールを受信できるよう、当機構のドメイン（jica.go.jp）またはメールアドレスを受信できるように設定してください。

※メールを送付後、受信完了の連絡が無い場合は上記電話番号 までお問合せください。

※当機構のメールシステムのセキュリティ設定上、zip形式のファイルが添付されたメールは受信不可となりますので、他の形式でお送りください。これにより難しい場合は、上記の連絡先までお問い合わせください。

(2) 書類の提出、授受方法

電子入札システム上で行います。

【電子入札システムポータルサイト】

<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>

梱包条件書（修正）

1 マーキング

梱包ケースの両サイドには、下記のマークをつけること。

(1) ケース・マーク（黒字）

JICA Philippines office



Manila, Philippines)

(インボイス番号)

C/No. （ケース番号/ケース数）

(2) サイド・マーク（赤字） ※ただし現地調達分では不要

TECHNICAL COOPERATION BY THE GOVERNMENT OF JAPAN

(3) CAUTION/CARE MARK (TOP MARK等)

運送途中で取扱注意が必要な場合は、関連マーク（FRAGILE, HANDLE WITH CARE, THIS WAY UP, CENTER OF GRAVITY等）を見やすい位置に貼付。危険物がある場合は、安全な梱包とし、危険物である旨マークを貼付すること。温度管理品がある場合は、温度管理品である旨マークを貼付すること。

(4) 注意事項

- ① 輸送中での盗難防止のため、梱包ケースにはメーカー名やメーカーのマーク、MADE IN JAPANの標記等をつけないこと。
- ② 梱包ケース毎にパッキングリストを作成し、パッキングリストに記載するケース番号と実際のケースに付けるケース番号・内容品は一致させること。
- ③ 梱包ケース内の各々の包装箱・袋には、契約書中の内訳明細書の該当するアイテム番号を付すこと。

2 梱包条件

船積渡しの場合、以下のとおりとすること。

また、仕向地渡し（現地調達）の場合、以下を参考としつつ、受注者の責任で適切な梱包とすること。

ア 基本事項

- (1) 仕向地にて大型フォークリフト等がない場合を考慮し、一梱包の重量は単品を除きできるだけ500kgを超えないようにすること。
- (2) その上で、フォークリフトによる積卸しを想定して、梱包ケースには、滑材、すり材をつけること。
- (3) 各個の重量、容積を平均化し、梱包ケース内には緩衝材を入れて、中の資機材が動揺しないようにすること。また、梱包ケースには必要に応じて重心位置を示すこと。
- (4) 危険物は、国連で定められた輸送用容器（包装・梱包方法）で輸送すること。
- (5) 免税通関が完了するまで屋外の保税蔵置場に置かれることもあるため、中の資機材が雨水で濡れないよう必要に応じ防水処理を行い、結露による錆びを防ぐための乾燥剤の封入などの対応をすること。
- (6) 精密機械や有効期間があるもののような特別配慮を要する資機材については、メーカーと相談し、メーカーが機材の特性から本梱包条件書と異なる梱包方法を提案する場合は、それを採用すること。
- (7) 付属品を含む機材は、本体と付属品を原則同じ梱包ケースに含めることとし、開梱時に機材を容易に判別できるよう配慮すること。

イ 海上輸送梱包

- (1) 長期間の海上輸送に適した堅牢かつ取扱上便利な梱包であること。そのため、原則として、合板密閉梱包とする。梱包に使用する合板は、JAS規格の普通合板とすること。ただし、機材によっては厳重梱包が必要な場合やパレット梱包、すかし梱包またはスチール梱包等が良い場合もあるので、メーカーと相談のうえ適切な梱包とすること。
- (2) 木材梱包とする場合は、次の条件によること。
 - ①原則としてJIS Z 1402以上の規格の木箱密閉梱包とする。
 - ②重量が500kg以上かつ長さ15m、幅5m、高さ5m以内の場合は、JIS Z 1403以上の規格の枠組箱密閉梱包。
 - ③仕向地により国連公表の国際基準（ISPM NO. 15）に基づき熱処理・燻蒸などの必要な処理を行った木材を使用すること。
 - ④熱処理・燻蒸証明書：必要／不要。
- (3) 必要に応じ、梱包ケースの側板の上下又は中間、及びふた板の両サイド又は中間に、胴棧を打ちつけること。
- (4) 梱包ケースは、必要に応じ、帯鋼、すみ金、かど金により補強すること。
- (5) 電気機器、精密機械、その他特別配慮を要する機材については、真空バリア梱包とすること。
- (6) コンテナによる輸送の場合、20フィートまたは40フィートコンテナの内法寸法に配慮し、コンテナに納めたときに無駄の少ない大きさで各梱包ケースを

まとめること。

- (7) FCLの場合は、その中の貨物は段ボール箱でもよい場合もあるが、LCLの場合は、合板密閉梱包又は木材梱包とすること。
- (8) 内陸輸送に当たって海上輸送用の梱包ケースを解体する場合に備え、各々のアイテムの包装をダブルカートン強化段ボール箱等内陸輸送に耐えられるものにしておくこと。

ウ 航空輸送梱包

- (1) 原則としてダブルカートン強化段ボール箱梱包とすること。
- (2) 原則として高さ160cm以内かつ長さ・幅・高さの合計が250cm以下とし、外装を含めた総重量は1個500kg以下とすること。
- (3) 航空会社は最大高さ3mまでの段積みを行うため、下段に積まれた貨物は、上段の貨物の自重に加え、航空機が運航中に受ける荷重(通常2G程度)も合わせて受けることになるので、十分な強度を持った段ボール(JIS Z 1506及びJIS Z 1516の規格を満たす複両面段ボールまたは複々両面段ボール)により、かつ JIS Z 1507の規格を満たす形状の箱とすること。上面には十分な強度を持たせ、かつ平坦な形状となるように梱包すること。
- (4) 高さ160cmを上回る場合、長さ・幅・高さの合計が250cmを上回る場合、または外装を含めた総重量が1個50kgを上回る場合は、海上輸送用梱包の条件に基づく合板密閉梱包又は木材梱包とすること。
- (5) 気圧の変化に耐えられるように梱包すること。
- (6) 危険物の場合は、ICAO、IATA等の規則に従うこと。
- (7) 温度管理品(冷蔵品、冷凍品)は、保冷剤やドライアイスなどを適切に利用すること。

3 仕向地渡し(現地調達)分の梱包条件

内陸輸送にあたって、各々の包装をダブルカートン強化段ボール箱等内陸輸送に耐えられるものにしておくこと。

以上

輸送条件書（修正）

1 業務内容

- (1) 仕向（空）港までの輸送手配
- (2) 仕向国輸入通関時に必要な書類（領事査証、原産地証明等）の確認と取得手配
- (3) 輸出貿易管理令等にかかる取引審査・該非判定、米国再輸出規制にかかる該当品の有無の確認、及び、該当品がある場合の輸出許可取得手続き
- (4) 船積書類（B/L／Air Waybill、インボイス、パッキングリスト等）の作成
- (5) 輸出通関手続き
- (6) 危険品がある場合の諸手続き
- (7) 温度管理品がある場合、輸送中（通関手続き中、内陸輸送中含む）の温度管理に留意すること。
- (8) 貨物海上保険付保
- (9) 経由国を通過するための諸手続き¹
- (10) 上記に付随する業務

2 輸送条件

- (1) 船積（空）港 日本国内（空）港（受注者の手配による）
- (2) 仕向港（空）港 フィリピン国 マニラ（空）港
海上輸送： Port
航空輸送： International Airport²
- (3) 輸送対象機材： 下記機材について海上もしくは航空輸送

・機材番号 1. ガスクロマトグラフ質量分析計のうち

＜構成品内訳・本邦調達＞ (1)～(20) および＜標準付属品＞ (28) の機材

・機材番号 2. 液体クロマトグラフのうち

＜構成品内訳・本邦調達＞ (1)～(22) および＜標準付属品＞ (31) の機材

¹ 仕向地までの内陸輸送を契約業務に含める場合には、ここに次の業務を加え、連番を調整する。

(10) 仕向港/到達地空港から仕向地までの内陸輸送

² 仕向地までの内陸輸送を契約業務に含める場合には、ここに仕向地の情報を加え、連番を調整する。

(3) 仕向地：

(宛名)

(住所)

(4) 業務の範囲

仕向 (空) 港³における荷卸しまで

(5) 安全かつ迅速な輸送

受注者は、仕向 (空) 港に至るまで、安全かつ迅速な輸送を手配しなければならない。

海上輸送にあたっては、受注者は原則次の条件を満たす船舶を手配しなければならない。

(ア) 船齢は15歳以下

(イ) 国際船級協会連合 (IACS) の正会員または準会員の船級を有していること

(ウ) 国際総トン数1000トン以上

(6) 積替え条件

途中経由地での積替えは原則的に禁止する。ただし、輸送事情等やむを得ない理由で積替えする場合は、認めることとするが、貨物海上保険料等の追加が発生する場合については、受注者の負担とする。

(7) 発注者又は荷受人の責任と費用負担で行う事項

①相手国における輸入通関手続き

受注者は荷受人の輸入通関手続きを側面支援し、免税手続きが速やかに行なえるよう必要書類を遅滞なく提出すること。

②仕向 (空) 港から仕向地までの陸上輸送⁴、および各機材の設置場所 (部屋) への搬入と保管

5

³ 仕向地までの内陸輸送を契約業務に含める場合には、この一文を「仕向地における荷卸しまで (仕向地でのデバンニング含む)」に改める。

⁴ 仕向地までの内陸輸送を契約業務に含める場合には、この項目を削除し、次の項目を加える。

②通関に日数を要した場合の保管料

通常の通関に必要な日数にかかる保管料は受注者の負担とするが、通常以上に日数を要した場合で、かつ受注者の責によらない場合の保管料は発注者又は荷受人の負担とする。

⁵ 仕向地までの内陸輸送を契約業務に含める場合には、次の項目を追加し、連番を調整する。

(9) 仕向港から仕向地までの陸上輸送

現地の事情を踏まえつつ、内陸輸送エージェント、輸送手段、ルート、コンテナは買い取りか借り上げかなどについて比較検討の上、安全で効率的な輸送方法を選択すること。また、第三国の通過に必要な経由国での手続きについては、原則として受注者が行い、受注者の費用負担とする。

3 貨物海上保険

発注者を被保険者、受注者を保険契約代行者として、受注者は以下の保険条件で海上貨物保険を手配する。なお、船積み完了または輸送業者への引渡時点から保険が適用される。

・ 付保期間：

海上輸送の場合 仕向港荷揚げ後 90 日

航空輸送の場合 仕向空港荷揚げ後 30 日

- ・ 協会貨物約款（A）（Institute Cargo Clause（A））
- ・ 戦争保険、ストライキ保険を必須とする。
- ・ 第三者求償権放棄特約を認める。
- ・ 保険金額は機材費、梱包・輸送費の合計の 100%とする。

4 輸送書類

（１）必要書類と部数

受注者は、以下の書類が発行され次第、発注者に速やかに提出すること。

（航空輸送の場合、原則として出発予定日の 14 営業日前までに①②③⑪を提出のこと。）。

提出書類名	海上輸送	航空輸送
① 海上輸送：Bill of Lading 注 1 航空輸送：Air Waybill 注 2	正 3 部、写 2 部	正 1 部、写 1 部
② Invoice 注 3	正 1 部 写 2 部	正 1 部、写 1 部
③ Packing List 注 3	正 1 部 写 2 部	正 1 部、写 1 部
④ 保険証券/Marine Cargo Policy 注 2	正 2 部、写 1 部	
⑤ 海上保険料請求書／Debit Note 注 2	正 2 部	正 2 部
⑥ 検量証明書 注 4	必要に応じて	不要
⑦ 原産地証明書	正 1 、写 1	必要に応じて
⑧ 領事査証	必要に応じて	
⑨ 梱包材熱処理証明書等 注 5	必要に応じて	
⑩ 非木材証明書	必要に応じて	
⑪ 輸送日程報告カード（確定）	電子データ 1 部	電子データ 1 部
⑫ 輸出許可通知書	正 1 部	正 1 部

注 1 B/L は荷受人宛の船積港から仕向港⁶までの一貫した輸送責任を有する運賃払込済み無故障船荷証券 Clean B/L とする。

注 2 原本が PDF の場合は正の提出は不要とする。

注 3 書式は受注者のものを使用すること。荷受人宛として受注者署名入りとすること。

注 4 海上輸送の場合、日本海事検定協会あるいは新日本検定協会による検量を行い、検量証明書を提出すること。

注 5 経由地で必要な場合も取り付けること。

(2) 船積書類記載事項

(Consignee)

JICA Philippines office

40th Floor, Yuchengco Tower, RCBC Plaza 6819 Ayala Avenue, Makati City,
PHILIPPINES

Tel (63-2) 8889-7119

E-Mail Shimizu.Shota@jica.go.jp

Shimizu Shota

(Notify Party)

Same as consignee

(Shipper)

受注者とする。ただし、on behalf of JICA と追記すること。

(その他)

以下の文言を記入すること。

“The above mentioned equipment is to be donated under Technical
Cooperation by the Government of Japan.”

以上

⁶ 仕向港/到達地空港から仕向地までの輸送も受注者が行う場合は、この一文を以下のように改める。

注 1 B/L は荷受人宛の船積港/出発地空港から仕向地までの一貫した輸送責任を有する Combined Transport (Multimodale) B/L であり、運賃払込済み無故障船荷証券 Clean B/L とする。